

市原市雇用対策協定

（目的）

第1条 この協定は、市原市と厚生労働省千葉労働局（以下「千葉労働局」という。）が、相互に緊密に連携して、安定した雇用の創出に関する諸施策の他、市内企業の人材確保及び雇用・労働環境の改善を促進するための施策を効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

（事業内容等）

第2条 市原市及び千葉労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市原市及び千葉労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

（要請等）

第3条 市原市長及び千葉労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市原市長及び千葉労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市原市及び千葉労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第5条

1 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市原市及び千葉労働局は誠意を持って協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他の定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市原市長及び千葉労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

（協定締結当事者）

令和7年8月27日

市原市長

い、ま 渡 祐

厚生労働省千葉労働局長

小山 英夫